

福岡教区被災者支援募金 運用規程

1. 募金の趣旨

- (1) 被災者支援；災害発生初動に必要な経費、また被災者義援金として
- (2) 災害復興；復興に必要な経費として
- (3) 生活困難者への緊急支援

2. 募金活動

上記の趣旨で各小教区へ募金要請をする。災害発生後の募金ではなく、平時において基金としてプールしておく。各小教区に募金箱を設置していただき、例えば週1回、一食から一菜分を献金する方法で、定期的に災害支援募金として呼びかけていただく。また、教会学校や青年会の活動を通して、あるいはバザー等の収益の一部を募金していただく。

3. 運営方法

(1) 決定機関

- ①地区裁治権者は自ら支援先、支援額等を決定することができる。
- ②災害支援室委員は支援の可否を審議し、その決議を地区裁治権者が決済する。

(2) 運営機関

災害支援室委員は、当募金に関する情報収集、支援先、支援額、支援方法の検討、支援願いの受理、支援の実施、報告書の作成等に当たる。

(3) 運営規定

- ①救援基金：目安として募金総額の年度末残金の三分の二は基金として残し、三分の一の範囲内を限度として各種支援に当てる。ただし、甚大な災害発生時はこの限りではない。
- ②支援基準：
 - 1) 災害支援は、過去の事例を参考に支援額を決定する。
 - 2) 台風や火災などの被災信徒には、見舞金として援助を行う。
 - 3) 生活困難者（衣食住を欠く者、DVなど人的被害からの避難者）への緊急支援は、各小教区主任司祭の報告を受け、適切に判断する。
- ③実施報告：
 - 1) 実施された支援は教区報などで適宜報告し、信徒に結果が見えるようにする。
 - 2) 可能な限り、支援先からのその後の情報も報告する。
 - 3) 教区司祭評議会においては、報告書を提出する。
- ④運営経費：各年度の募金総額の5パーセントを運営経費にあてることができる。
- ⑤会計業務：教区会計があたる。
- ⑥会計監査：

本規程は2018年9月4日より施行する